

二地域居住等関連施策一覧(国土交通省関係)

類型	施策名	施策内容等	予算額(百万円)		担当局
			R4当初 (案)	R3当初	
提 情 供 報	新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査	二地域居住等の実態調査を行い、二地域居住を促進することの効果等を整理・分析し、事例集の作成等情報発信を実施。	10	8	国土交通省国土政策局
住 ま い	フラット35	民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンを支援。 ※セカンドハウスも利用可能(H18.1～)	—	—	国土交通省住宅局
	空き家対策総合支援事業	空家特措法を活用し、空き家の除却、活用など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援。	4,500	4,500	国土交通省住宅局
	全国版空き家・空き地バンク	自治体を横断して簡単に検索できるよう構築(2社)。標準的な空き家バンクの運営に関するガイドライン等を作成予定。	—	10	国土交通省不動産・建設経済局
テレ ワ ー ク	都市構造再編集集中支援事業	地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。	70,000 の内数	70,000 の内数	国土交通省都市局
	都市再生整備計画事業	観光等地域資源活用に取り組む地区におけるワーケーション拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。	社会資本整備 総合交付金 581,731 の内数	社会資本整備 総合交付金 631,128 の内数	国土交通省都市局
	官民連携まちなか再生推進事業	既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォーカブル区域等においてコワーキング・交流施設等の整備を支援。	344 の内数	510 の内数	国土交通省都市局
	まちづくりファンド支援事業	老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対してファンドを通じ金融支援を行う。	100 の内数	450 の内数	国土交通省都市局
	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	生活機能を再編・集約した「小さな拠点」を形成するための既存施設の改修等を支援。また、テレワークスペース等新しい働き方に対応した施設・設備の整備についての整備も支援。	17	44	国土交通省国土政策局
観 光	「新たな旅のスタイル」促進事業	ワーケーション等の受け手(地域)と送り手(企業)をマッチングするモデル事業を実施して効果検証を行うとともに、ウェブサイト等を通じた情報発信を実施。	324	504	国土交通省観光庁
	ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業	ポストコロナを見据えた、新たな市場・ニーズを開拓し誘客に取り組もうとする地域における来訪者増加に向けた新たな仕掛けづくりに対する支援	448 の内数	—	国土交通省観光庁

二地域居住等関連施策一覧(他省庁関係)

類型	施策名	施策内容等	予算額(百万円)			担当局
			R4当初 (案)	R3補正	R3当初	
情報提供等	移住・交流情報ガーデン	相談窓口「移住・交流情報ガーデン」において、地方自治体、関係省庁と連携し、居住・就労・生活等総合的な情報提供を実施。	93		93	総務省地域力創造グループ
	自治体による移住関連情報の提供等への特交措置	特別交付税措置でR3年度から二地域居住に係る経費についても対象に追加。	—		—	総務省地域力創造グループ
移動費等	プロフェッショナル人材事業	副業・兼業人材の採用支援の一環として、企業が負担する同人材への移動費等を補助。	100,000 の内数		100,000 の内数	内閣府地方創生推進事務局
テレワーク	デジタル田園都市国家構想推進交付金	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)にて、サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組を支援。		20,000の 内数	—	内閣府地方創生推進室
	地方創生テレワーク推進事業	地方創生テレワークに関する情報提供及び相談対応を行うとともに、自己宣言・表彰制度を通じ、取り組む企業の裾野拡大を目指す。また、実践する企業等の取組を総合的に支援し、モデル事例として広く共有する。	120	231	120	内閣府地方創生推進室
	地方創生移住支援事業	東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合等を対象として、移住支援金を支給。	100,000 の内数		100,000 の内数	内閣府地方創生推進事務局
	農泊推進対策	地域における農泊実施体制の構築とともに、企業等からのワーケーションの受け入れに向けた環境整備を支援。	9,752 の内数		9,805 の内数	農林水産省農村振興局

- 二地域居住等は、地方創生や関係人口の拡大、東京一極集中の是正等に資するものであり、コロナ対応でテレワークが普及したことにより、働き方、暮らし方の「新しい生活様式」が芽生えつつあり、二地域居住の形態が多様化している。
- 効果的な二地域居住等の促進を行うためには、全体像や効果を把握する必要があることから、二地域居住等を類型化、定量化する実態調査及び、地方公共団体で実施する施策の実態調査を行うとともに、二地域居住等を促進することの効果等を整理・分析し、事例集の作成等情報発信を行う。

調査内容

1. 二地域居住の実態を類型化、定量化する調査

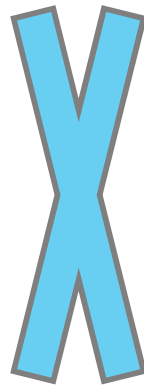
個人に対し広くアンケートを行い、地域、頻度、期間、住居、移動時間等の各要素について、実態を把握する調査を行う。また、地方公共団体に対してアンケートを行い、地方公共団体の実施する施策やその効果について事例収集を行う。

二地域居住等のパターン

従来までの典型的な「都会軸」の二地域居住



これからは「地方軸」の二地域居住が可能に



頻度

期間

住居

家族構成

移動手段
・時間

就労状況

・
・
・



類型化

(様々な要素を元にパターン分け)

定量化

(類型ごとにボリュームを把握)

2. 二地域居住の効果分析及び情報発信

1の調査で得られた成果を基に、二地域居住を促進することの効果(経済効果、政策的効果)を整理・分析する。また、その分析結果を1.の調査結果と併せて整理し、「全国二地域居住等促進協議会」と連携しながら、事例集を含め地方公共団体向けガイドラインや個人向けハンドブック、HP等に反映し、広く情報発信を行う。

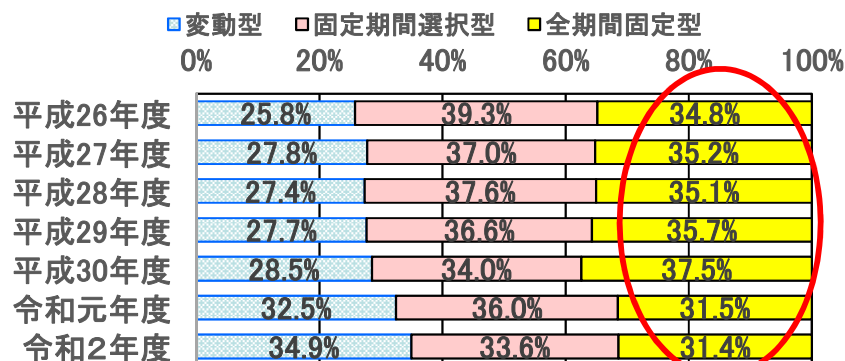
フラット35の概要

○ 国民の住宅ローンに対する多様なニーズに対応するため、証券化の仕組みを活用して、**民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンを支援**。借入時に総返済額が確定し、安心してローンが組めるため、若年世帯を中心に利用。 ※セカンドハウスの取得でも利用可能(H18.1～)

【フラット35の対象となる住宅ローンの主要要件】

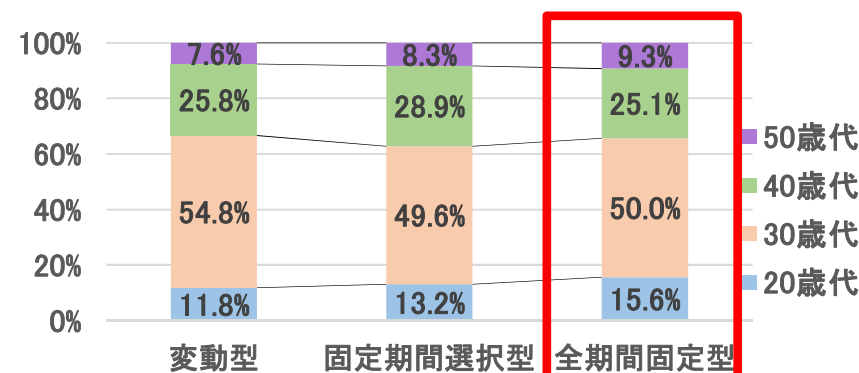
資金使途	本人又は親族が居住するための新築住宅の建設資金又は新築住宅若しくは中古住宅の購入資金（中古住宅の購入に付随して行う改良資金を含む。）※借換えのための貸付けを含む。
融資対象となる住宅	住宅の床面積が ・一戸建て住宅 70㎡以上（上限なし）・マンション 30㎡以上（上限なし） 住宅の耐久性等について機構が定める技術基準に適合していること。
借入限度額	100万円以上8,000万円以下で、建設費又は購入費以内
総返済負担率	年収に占めるすべての借入金（フラット35を含む。）の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしていること。 ①年収400万円未満の場合：総返済負担率30%以下 ②年収400万円以上の場合：総返済負担率35%以下
返済期間	15年以上35年以内（完済時年齢は80歳未満）
金利	全期間固定金利 1.30%（取扱金融機関が提供する金利で最も低い金利） ※返済期間21年以上、融資率9割以下分（令和4年1月1日現在）

図表 住宅ローン利用予定者の希望する金利



出所:「住宅ローン利用者の実態調査【住宅ローン利用予定者調査(2014年度第1回～2020年11月調査)】」
(住宅金融支援機構)の結果を元に作成

図表 住宅ローン利用者の年齢別の割合



出所:「住宅ローン利用者の実態調査【住宅ローン利用者調査(2014年度第1回～2020年11月調査)】」
(住宅金融支援機構)の結果を元に作成

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行う。(～令和7年度)

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

＜空き家対策基本事業＞

○ 空き家の除却【補助率:2/5】

- ① 特定空き家等の除却(行政代執行・略式代執行に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)
- ② 不良住宅の除却

③ 各種災害により被害が生じた又は被害が見込まれる空き家住宅等の緊急的又は予防的な除却	拡充
④ 上記以外の空き家、空き建築物の除却であって、除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供される場合	
※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助	拡充

○ 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】	拡充
(地域活性化要件が適用されない特定空き家や不良住宅等を除却した後の土地を、公益性の高い用途で10年以上活用を行う場合)	

- 空き家の活用【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握【補助率:1/2】
- 空き家の所有者の特定【補助率:1/2】

＜空き家対策附帯事業＞【補助率:1/2】

- 空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業等
(行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用、代執行後の債権回収機関への委託費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金で回収不能なもの)

＜空き家対策関連事業＞【補助率:各事業による】

○ 基本事業とあわせて実施する以下の事業		
・住宅・建築物耐震改修事業	・住宅市街地総合整備事業	・街なみ環境整備事業
・狭あい道路整備等促進事業	・小規模住宅地区改良事業	・地域優良賃貸住宅整備事業
・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業		拡充
(空き家が集積し、その活用が必要な地域における空き家の活用の方針、関連する各種ハード事業の導入可能性の検討等)		

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、特定空き家等を除却

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

- 以下の①、②を満たす地方公共団体
- ① 空家等対策計画を策定(実態把握を除く)
 - ② 空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制があるなど

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	2/5	2/5	1/5	2/5	3/5
活用	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2

目的・概要

- 増加する空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加。平成27年4月時点において全市町村の約4割が既に空き家バンクを設置済みであった。
- しかしながら、自治体ごとに各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいなど、課題も存在。
- そのため、国土交通省では、自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。
- 公募により選定した2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】が平成29年10月からの試行運用を経て平成30年4月から本格運用を開始。

株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

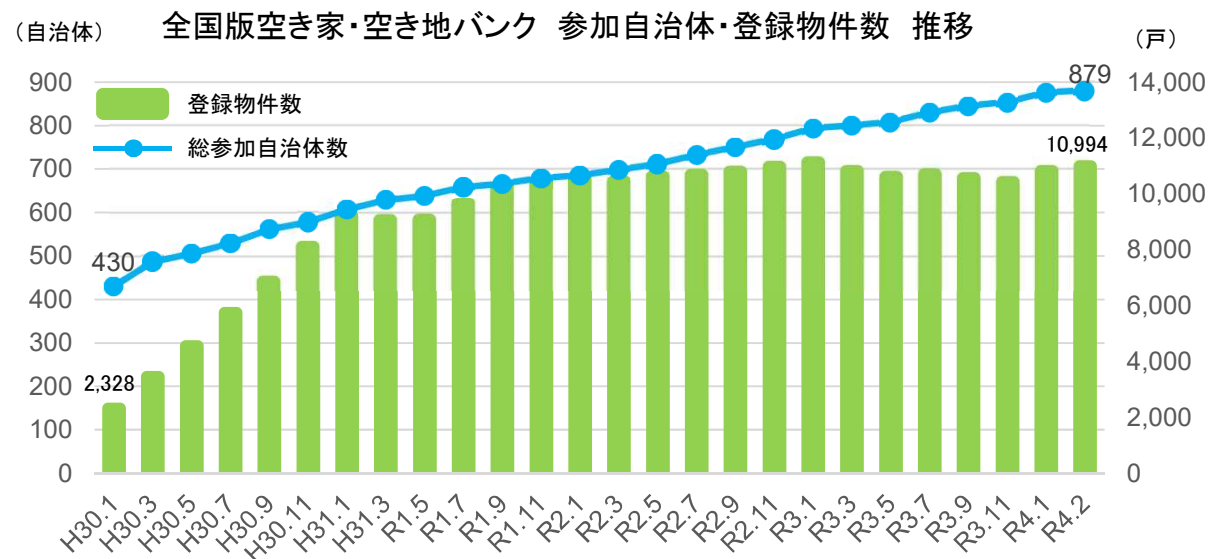
アットホーム株式会社



URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

運用開始後の効果

- 「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用開始直後(平成30年1月)と比べ、令和4年2月末時点での参加自治体数は約2倍、物件掲載件数は約4.7倍まで増加
- ※掲載件数は2社合算
- 自治体へのアンケート調査等によると、約10,200件の物件が成約済(令和4年2月末時点)



都市局関係テレワーク関連予算

都市構造再編集集中支援事業 【令和4年度当初予算(案)】 70,000百万円の内数

- 地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点の整備について支援。



空きビルを活用した
コワーキングスペースの整備



空き店舗の活用

都市再生整備計画事業 【令和4年度当初予算(案)】 社会資本整備総合交付金581,731百万円の内数

- 観光等地域資源活用計画関連まちづくりの交付対象事業（高次都市施設）において「ワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）」の整備を支援。



古民家を活用したコワーキングスペース

官民連携まちなか再生推進事業 【令和4年度当初予算(案)】 344百万円の内数

- ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等において新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備を支援。

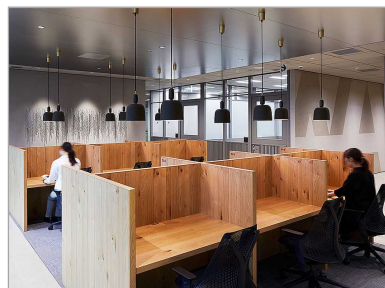


（支援対象イメージ）官民の未来ビジョン等に基づいた
新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設

まちづくりファンド支援事業 【令和4年度当初予算(案)】 100百万円の内数

■ 老朽ストック活用リノベーション等推進型

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対してファンドを通じ金融支援を行う。

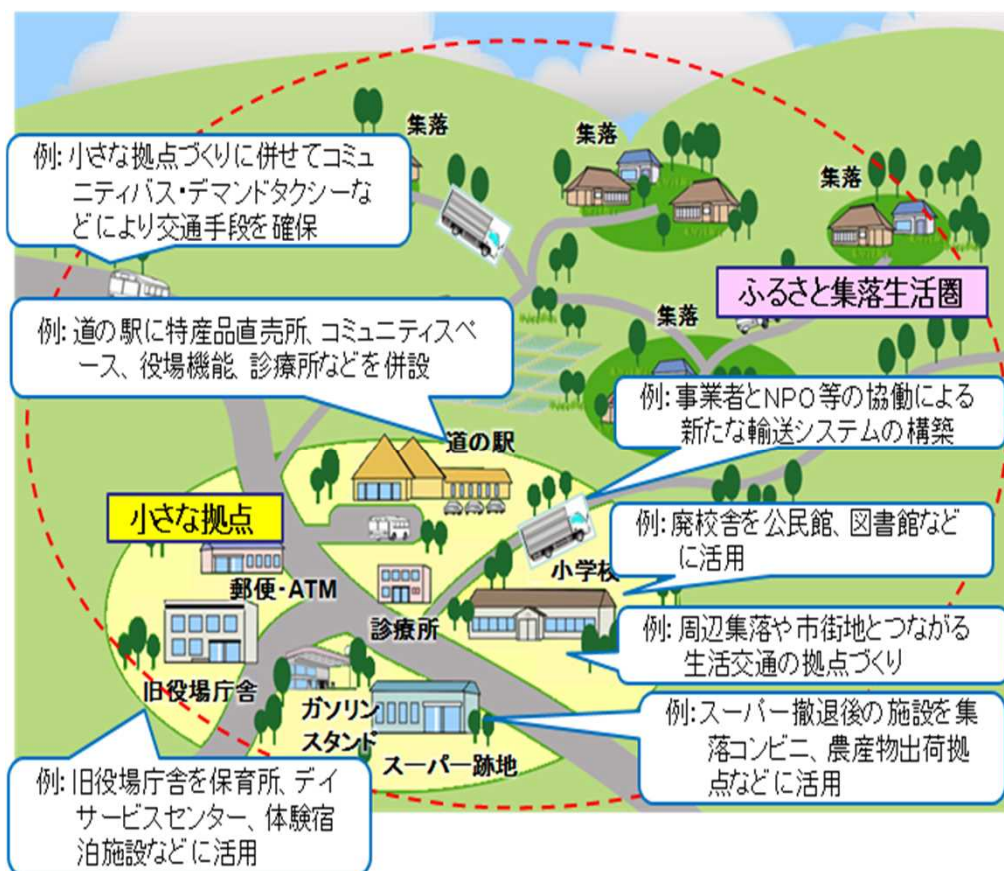


（支援対象イメージ）建物のリノベーション等を通じた、多様な働き方を
支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(継続)

令和4年度当初予算(案):17,100千円
(前年度予算額:44,000千円)

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能など複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。
また、テレワークスペース等新しい働き方に対応した施設・設備の整備について支援。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業:

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等

- ・生活機能の再編・集約
- ・テレワークスペース等の整備
- ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等

「新たな旅のスタイル」促進事業

令和4年度当初予算(案) : 324百万円
(前年度予算額: 504百万円)

事業目的・概要等

背景・課題

- 従来の日本の旅行スタイルは、特定の時期に一斉に休暇取得する、宿泊日数が短く、旅行回数も少ないといった特徴があることから、旅行需要の集中や観光消費額の伸び悩みにつながっている。
- コロナ禍による働き方の多様化を踏まえ、休暇の取得促進や分散化に加えて、中長期滞在の促進に資するワーケーション等の滞在型旅行の普及が必要。

目的

- ワーケーション等の普及を通じて、より長期かつ多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図ることで、旅行消費額の拡大につなげる。

期待される効果

- ワーケーション等の滞在型旅行の普及により、平日の旅行需要の増加や旅行先における滞在日数の長期化が期待できる。
- ワーケーションのステークホルダーである地域、企業、従業員が「三方良し」のモデル形成につながることが期待できる。

<主なメリット>

- ◎地域…交流・関係人口の増加、平日の旅行需要創出
- ◎企業…多様な働き方ニーズへの対応、地方創生への寄与
- ◎従業員…長期休暇の取得促進、リフレッシュ効果

事業イメージ

事業概要

- 企業(送り手)と地域(受け手)を対象としたモデル事業
 - ・双方をマッチングしてワーケーション等のトライアルを実施(効果検証、導入促進、受入体制整備、継続的な関係性の構築)
- 情報発信
 - ・メディアを活用した情報発信、企業向けセミナーの開催、経営者・人事担当者向け体験会、企業・地域への普及啓発活動 等
- 実態調査
 - ＜企業＞ 導入状況・意向、課題等 ＜地域＞ 取組状況、効果、課題等
- 検討委員会の開催
 - ・現状分析や課題の整理、解決に向けた方策等について協議

<取組事例>

和歌山県白浜町×セールスフォース・ドットコム

～サテライトオフィスで実践する地域と密接に関わる新しい働き方～

白浜町のワーケーション

白浜町では、2000年以降、民間企業の保養所を買い上げて「白浜町 I T ビジネスオフィス」を開設。セールスフォース・ドットコムの進出を皮切りに多くの企業が進出。移住支援だけでなく、社員と地元住民の交流をはじめとした全般的なサポートを実施している。

進出企業から地域への貢献

セールスフォース・ドットコムでは、白浜町の子ども向けのプログラミング教室の開催や、地域貢献活動に積極的に参加する等、ワーケーションを通じて、地域と企業の継続的な関係性の構築を目指している。



- ポストコロナを見据え、中長期滞在者や反復継続した来訪者などの新たな交流市場の開拓や新たに関心の高まっているニーズの取り込みに万全を期す必要がある。
- このため、新たな市場やニーズの開拓に取り組もうとする地域に対する支援（第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等）を行う。

事業概要

ポストコロナを見据えた来訪者増加に向けた新たな仕掛けづくり

実施主体

新たな市場・ニーズを開拓し誘客に取り組もうとするDMO・事業者・自治体等

取組内容

- ・ 人々のニーズの多様化を踏まえた、誘客テーマやターゲットの明確化、コンテンツの高付加価値化、マーケティング等の専門家等によるノウハウ支援等
- ・ 特に、密を避け自然環境に触れる旅へのニーズの増加、田舎にあこがれを持って関わりを求める動きを踏まえた、いわば「第2のふるさと」を作り「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たなスタイルのモデル実証

Step1
地域を知る

（旅マエ）

Step 2
地域を訪れる

（旅ナカ）

Step 3
何度も訪れる

（旅アト）

Step 4
地域に根付く



- インバウンドが本格的に回復するまでには時間がかかるため、**国内観光需要の掘り起こし**が必要。
- コロナの影響により、**密を避け、自然環境に触れる旅へのニーズが増加**。また、大都市にはふるさとを持たない若者が増え、**田舎にあこがれを持って関わりを求める動きも存在**。
- こうした新しい動きも踏まえ、コロナの影響により働き方や住まい方が流動化している今、
 - ① いわば「**第2のふるさと**」を作り、「**何度も地域に通う旅、帰る旅**」という新たなスタイルを推進・定着させ、
 - ② **地域が一体となって「稼げる地域」とし、地域活性化を図りたい**。

①滞在コンテンツ

お手伝い型なりわい観光コンテンツ提供

(三重県鳥羽市)



人材不足に悩むワカメ漁 ⇔ 社会貢献をしたい都市部人材
 ➡ 体験にとどまらず、「第2のふるさと」化

地域の課題解決に参画するコンテンツ提供

(山梨県北杜市)



○多世代が集う社員研修の中で、地方部でコメ作りに参画
 ○荒地の整備から田植え、収穫までを経験。
 ➡ 地域の課題解決参画により、「第2のふるさと」化

②滞在環境

古民家活用による魅力的な滞在環境提供

(兵庫県丹波篠山市)



○古民家を活用し、宿泊、飲食等を通じて限界集落を再生
 ○マルシェ等により新たな交流を創出し、魅力的な生業・居住環境等を提供

港町の個性的な空き家群を面的に再生

(広島県尾道市)



○地域に多数存在していて問題になっている空き家を改築し、地域の生活感ある新しい宿泊の受け皿を用意し、柔軟な滞在環境を提供

③移動の足の確保

鉄道運賃+宿泊サブスクリプション



○J R西日本と㈱KabuK Styleが提携
 ○交通運賃割引・宿泊施設のサブスクにより、新たなライフスタイルを推進する実証事業を実施

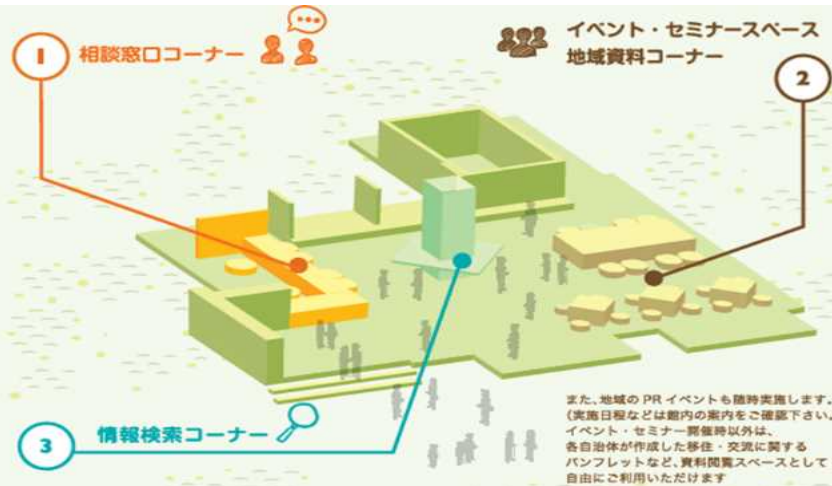
日本初の観光型MaaS「Izuko」

MaaSを通じて提供しているサービス



○伊豆の旅行において、鉄道、バスのほか、デマンドタクシー、レンタカー、自転車等目的地までの最適ルート検索、予約・決済が可能なシステム

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間](平日)11:00~21:00 (土日祝)11:00~18:00

[休館日]月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35

※平成27年度には、平成27年3月28~31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 [アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

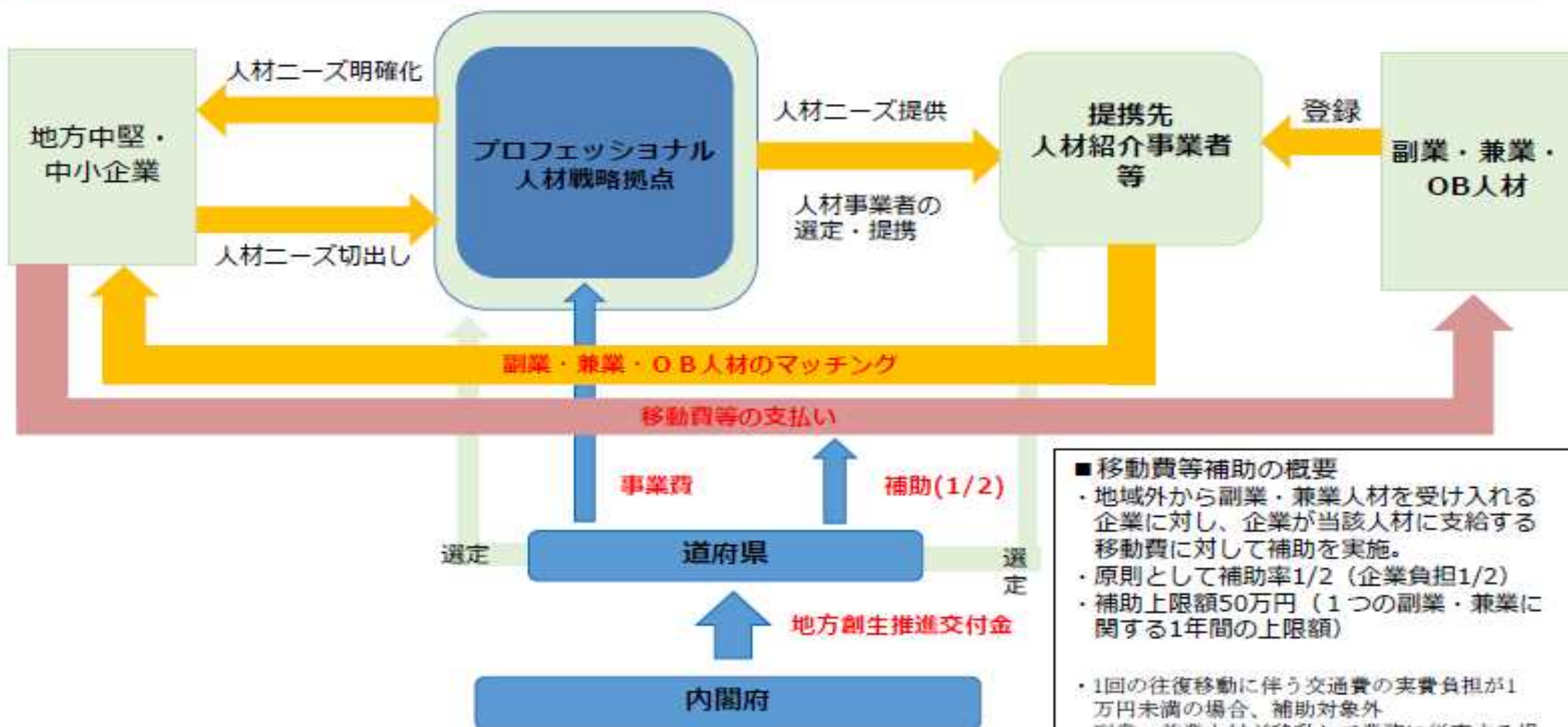
【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験(二地域居住体験を含む)、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。

取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作	「地方自治体が実施する移住・定住対策の推進について」 (令和3年3月30日付総行応第79号) I. 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置 ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象 (措置率0.5×財政力補正) II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置 ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)
②移住体験	・移住体験ツアー(二地域居住体験)の実施 ・移住体験住宅の整備 ・Uターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等)	
③就職支援	・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成	
④住居支援	・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	・移住コーディネーターや定住支援員による支援	

プロフェッショナル人材戦略拠点の概要図



■ 移動費等補助の概要

- ・地域外から副業・兼業人材を受け入れる企業に対し、企業が当該人材に支給する移動費に対して補助を実施。
- ・原則として補助率1/2（企業負担1/2）
- ・補助上限額50万円（1つの副業・兼業に関する1年間の上限額）

- ・1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合、補助対象外
- ・副業・兼業人材が移動して業務に従事する場所は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（一都三県）以外の道府県、又は一都三県内の条件不利地域

例えば、年間の移動費総額が100万円の場合、うち50万円が企業負担額、うち50万円が公費負担額（うち道府県費1/2、国費1/2）

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ[※] の概要

- 「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を措置。
- 本タイプは「地方創生テレワーク交付金」の後継となるもの。

交付金の特徴

- ・補助率 3/4（高水準タイプ）、1/2（標準タイプ）
- ・自治体施設整備に加え、民間施設整備・進出企業の支援が可能。
- ・ハード／ソフト経費の一体的な執行
- ・サテライトオフィスの整備支援等だけでなく、**「進出企業定着・地域活性化支援事業」を措置**
- ・**予算額200億円の内数（国費ベース）**

<交付上限額等>

- 施設整備・運営費 ※最大3施設／団体

	整備する施設の収容可能人数（1施設あたり）		
	20人未満	20人以上50人未満	50人以上
施設整備・運営	3,000万円	4,500万円	9,000万円
施設規模別上限	3施設	2施設	1施設

- 施設整備・運営以外のソフト経費：
最大1,200万円／団体

- 進出支援経費（返還制度あり）：
進出支援金 最大100万円／社

- 進出企業定着・地域活性化支援費：
最大3,000万円／事業

サテライトオフィス等を整備・運営、利用促進

① 自治体運営施設として整備



①⇔②組合わせ可
（最大3施設）

働く環境の整備

利活用・プロジェクト推進

② 民間運営施設として整備

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円／施設
プロジェクト推進 事業費 最大1,200万円／団体

<最大3施設>

③ 既存施設の拡充・利用促進

既に整備した施設の拡充・利用促進
で地域に企業を呼び込みたい



利活用・
プロジェクト
推進



事業費 最大1,200万円／団体



③⇔④
組合わせ可

④ 企業の進出支援

①②⇔④
組合わせ可

施設の利用企業を支援して地域への
企業進出を促進したい



進出企業
支援



進出支援金 最大100万円／社



①～③との組合わせ必須

⑤ 進出企業定着・地域活性化の支援

地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用した施設の
進出企業と地元企業等との連携事業を支援したい

事業費 最大3,000万円／事業

進出企業定着・
地域活性化支援

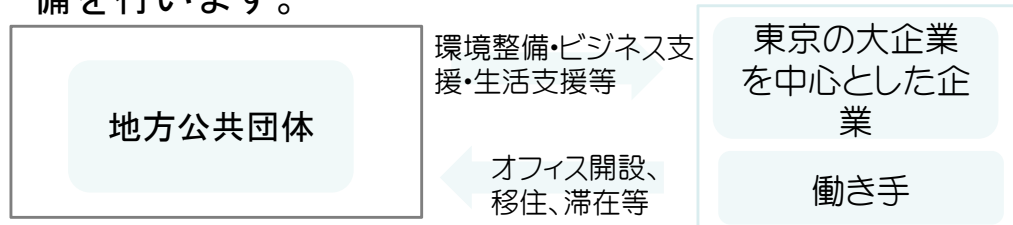


地方創生テレワーク推進事業（内閣府地方創生推進室）

4年度概算決定額 1.2億円
（3年度予算額 1.2億円）

事業概要・目的

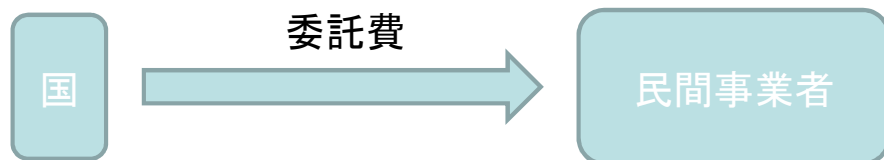
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の意識・行動も変容してきていることを踏まえ、デジタル技術等の活用により、地方にしながら都会と同じ仕事ができることで、「転職なき移住」とも言うべき画期的な働き方を実現する、地方におけるサテライトオフィスの勤務等の地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）を推進します。
- 具体的には、本事業により、地方公共団体や企業に対する情報提供・相談体制を整備するとともに、取り組む企業の裾野拡大に取り組み、地方からデジタルの実装を進めるとともに、感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出に向けた環境整備を行います。



事業イメージ・具体例

- ①地方公共団体、企業、働き手に対する「ワンストップでの情報提供」や「強みを活かした取組に向けた相談対応」「地方公共団体と企業のマッチング支援」など地方創生テレワークを進めるための環境を整備します。相談対応については、より具体的な支援をきめ細かく実施するための体制を整備します。
- ②地方創生テレワークに取り組む企業の「裾野拡大」のため、取り組む企業を「見える化」する自己宣言制度や、「優れた事例の横展開」につながる表彰制度を実施するとともに、制度普及のための取組を進めます。

資金の流れ



期待される効果

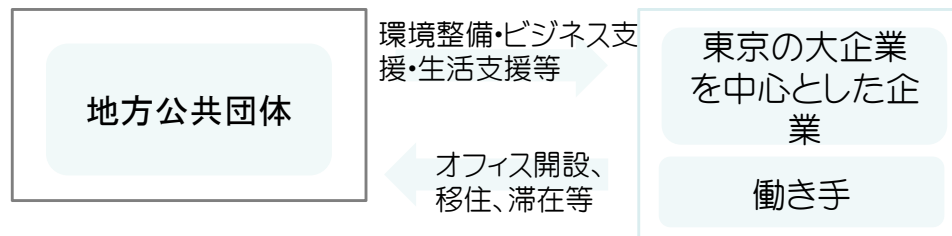
- 地方サテライトオフィス開設、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献します。
- 地方移住の最大のネックとなる「転職」を必要としない地方創生テレワークは、地方移住の画期的な概念であり、地方からデジタルの実装を進めることで、地方分散型の活力ある地域社会の実現及びデジタル田園都市国家構想の推進に貢献します。

地方創生テレワーク推進事業（内閣府地方創生推進室）

令和3年度補正予算額 2.3億円

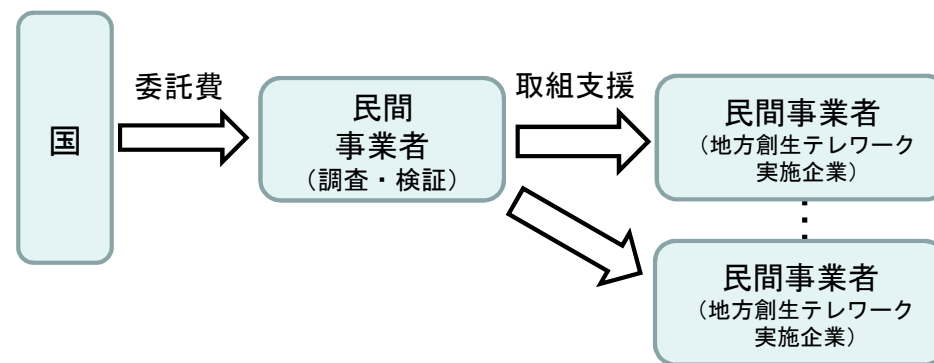
事業概要・目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の意識・行動も変容してきていることを踏まえ、地方にしながら都会と同じ仕事ができることで、「転職なき移住」とも言うべき画期的な働き方を実現する、地方におけるサテライトオフィスの勤務等の地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）を推進します。
- 具体的には、本事業により、取り組む企業の優良なモデル事例の創出・普及に取り組み、感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出に向けた環境整備を行います。

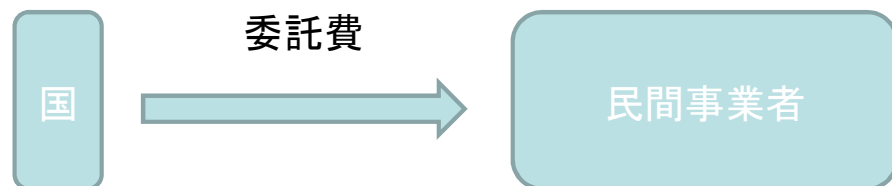


事業イメージ・具体例

- 地方創生テレワークを先駆的に実践する意思を有する企業の取組を総合的に支援することにより、地方創生テレワークの意義を体現するフロンティアとなる企業を創出するとともに、企業による取組の検討過程及びその過程における課題解決方法等を事例としてまとめ、モデル事例として広く共有します。



資金の流れ

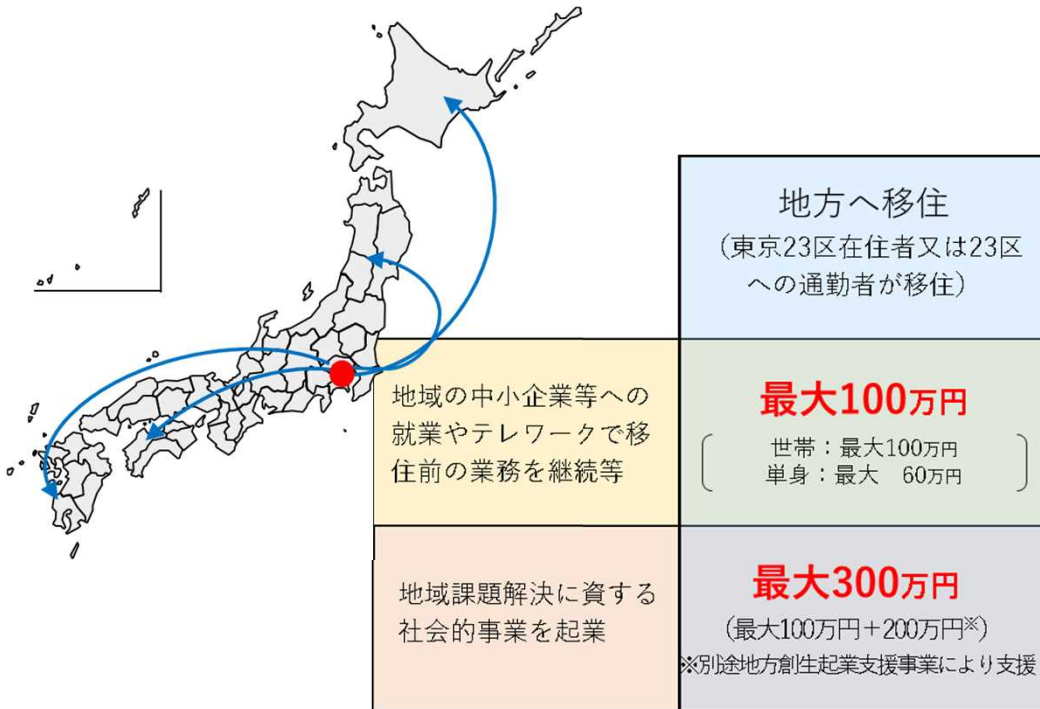


期待される効果

- 社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献します。
- 地方創生テレワークは、地方移住の画期的な概念であり、地方分散型の活力ある地域社会の実現に貢献します。

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。



※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村(政令指定都市を除く)

<資金の流れ>

地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
- ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続
③地域で起業 などを実施

※1：都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体が本事業を実施していることが必要

令和4年度 地方創生移住支援事業の拡充概要

令和4年度予算
概算決定

- ① 今後の地域社会を支える子育て世代の移住を強力に推進するため、移住支援金に新たに「子育て世帯加算」を拡充。
- ② 市町村が都市住民の立場・視点を把握する人材を移住支援窓口を受け入れる経費を支援し、市町村の移住支援窓口の機能を強化することで、デジタル人材等の地方移住を促進。

①子育て世帯への加算(拡充)

世帯で移住する際には、現行制度での移住支援金の支給額は最大100万円であるが、18歳未満の子ども帯同して移住する場合には、子ども一人あたり30万円を加算する。

移住支援金支給額

(現行)単身:最大 60万円
(現行)世帯:最大100万円
(拡充)子育て世帯加算:最大30万円※

※ 加算額は、18歳未満の帯同人数×30万円

②地方移住支援窓口機能強化事業(拡充)

地方創生移住支援事業

(1)マッチング支援事業

・移住支援金の対象企業等を掲載するマッチングサイトの開設・運営等

(2)移住支援事業

・移住支援金の支給等

(3)地方移住支援窓口機能強化事業(拡充)

・市町村の移住支援窓口機能の強化

派遣対象者

三大都市圏に本社機能を有する企業等の社員(非常勤・テレワーク、複数人での業務分担も含む)
派遣時に三大都市圏に勤務することを要しないが、三大都市圏での居住・勤務経験がある社員

活動内容(例)

移住支援窓口機能を強化する幅広い活動に従事

○都市住民の立場・視点を取り込んだ移住情報の収集

○移住情報の発信

○移住相談会、移住体験の実施

○受入体制の整備(ネットワークづくり)

等

支援額

派遣元企業に対する負担金など受入に要する経費 上限額 国費年間500万円(1/2補助)

受入準備経費(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)も含む

派遣期間

最長2年(事業実施期間は令和4年度から令和6年度)

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の推進体制構築や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

- ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

<事業の流れ>

